

資料 3

第 2 期

始良市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し版)



令和 5 年 3 月

始良市

目 次

I 序論	1
1 中間見直しの趣旨	1
2 中間見直しの考え方.....	2
II 中間見直しにおける変更点	3
1 第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 「3 施策の展開」	3
2 第3章 事業計画 「2 教育・保育の提供体制の確保」及び「3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保」	9
III 事業計画の見直しについて	10
1 教育・保育提供区域の設定	10
2 教育・保育の提供体制の確保	10
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	16
IV 【中間見直し版】第2期始良市子ども・子育て支援事業計画	27
(「第3章 事業計画」を除く)	27

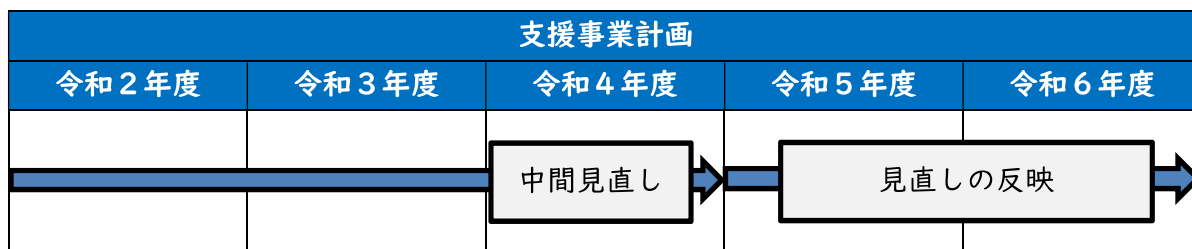
I 序論

I 中間見直しの趣旨

本市では、「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」の基本理念のもと、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目的に、平成27年3月に「第1期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和元年度の計画満了をうけて令和2年3月に「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期事業計画」という。）」を策定しました。

国の基本指針等において、市町村子ども・子育て支援事業計画のニーズ量の予測「量の見込み」と実績値が大きく乖離した場合など、必要に応じて中間年に見直しを行うことが求められていることを踏まえ、第2期事業計画について、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績等から児童数や教育・保育の利用者数等を鑑み、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しを行うこととしました。併せて、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法や、現在本市が推進している「子育て支援拠点施設 始良市子ども館」の整備等の本市の施策の現状等を踏まえ、必要に応じた内容の変更を行いました

なお、見直しの対象年度は令和5年度、令和6年度とします。



【根拠法令等】

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て新給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針（平成26年内閣府告示第159号）

※第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府事務連絡）

2 中間見直しの考え方

本市では、以下の考え方を踏まえ、実績値や令和4年度の見込み値、地域の実情等を踏まえた見直しを行います。

(1) 保育・教育の量の見込み

教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値と支援事業計画における量の見込みとの間に10%以上の乖離がある場合、原則として見直しが必要となる。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う。

II 中間見直しにおける変更点

I 第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 「3 施策の展開」

令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法や、現在本市が推進している「子育て支援拠点施設 始良市子ども館」の整備等の本市の施策の現状等を踏まえ、必要に応じた内容の変更を以下のとおり行いました。

(1) 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

見直し前	見直し後
<p>本市では、平成31年4月1日現在、4か所の地域子育て支援センター及び2か所のつどいの広場を設けていますが、天候に左右されない育児交流を行う場所の整備や保育園開放を通じた子育てに関する相談、機関紙による育児に関する情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実を図っています。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>本市では、本市では、令和5年4月1日現在、5か所の地域子育て支援センター及び2か所のつどいの広場を設けています。</p> <p>蒲生地区に所在する公立認定こども園で地域子育て支援センターの類似事業を実施していましたが、令和4年4月の民営化に伴い、新たな地域子育て支援センターを蒲生地区に設置するに至りました。</p> <p>また、子育て世帯を包括的に支援するための中核となる拠点施設として「子育て支援拠点施設 始良市子ども館」の整備を進めています。</p> <p>(以下、略)</p>

③ 相談支援体制の充実

見直し前	見直し後
<p>本市では、子育て等に対する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター(あいぴあ)、基幹相談支援センター(あいか)、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。</p> <p>今後も、引き続き相談支援体制を確保するとともに、これらの事業の周知を図ります。</p>	<p>本市では、子育て等に対する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター(あいぴあ)、基幹相談支援センター(あいか)、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。</p> <p>今後も、引き続き相談支援体制を確保するとともに、これらの事業の周知を図ります。</p> <p>また、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法に規定する「子ども家庭センター」及び「地域子育て相談機関」の設置に向けた取組を進めます。</p>

(2) 母子の健康の確保と増進

① 安心して妊娠・出産できる環境の確保

見直し前	見直し後
<p>子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。</p> <p>本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。</p> <p>また、保護者の育児不安の解消等を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。</p> <p>さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行うとともに、不妊に悩む夫婦が受ける治療費の一部についても、助成を行っています。</p> <p>今後も、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。</p>	<p>子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。</p> <p>本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。</p> <p>また、保護者の健康支援や育児不安の解消等を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。</p> <p>さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行っています。</p> <p>今後も、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。</p>

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

① 学校における教育環境の整備

◆教育内容の充実

見直し前	見直し後
<p>子どもたちの生きる力を育成するために、主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を推進します。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>子どもたちの生きる力を育成するために、主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を推進します。</p> <p>(以下、略)</p>

◆地域との連携・協働による学校づくり

見直し前	見直し後
<p>学校評議員制度や学校関係者評価等の地域の声を学校経営へ反映するとともに、地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請するなど、地域学校協働活動に基づいた地域との連携・協働を図り、地域の中の学校づくりに努めます。</p>	<p>学校評議員制度や学校関係者評価等の地域の声を学校経営へ反映するとともに、地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請するなど、SSVC+（地域学校協働活動）に基づいた地域との連携・協働を図り、地域の中の学校づくりに努めます。</p>

(4) 子育てと社会参加の両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

見直し前	見直し後
<p>女性の就業率が上昇傾向にある中、母親・父親問わず子育てに参加するとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させる必要があります。</p> <p>職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに取り組めます。</p>	<p>女性の就業率が上昇傾向にある中、女性が働きやすい職場環境を整えるとともに、男女問わず子育てに参加することを推進し、社会全体で子育てを支える環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させる必要があります。</p> <p>職場優先の意識を解消し、誰もが自分のライフステージに合わせてやりがいを持って働き続けられる環境づくりに取り組めます。</p>

◆ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

見直し前	見直し後
<p>様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。</p> <p>具体的には、インターネット等を活用した周知・広報によるワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた意識啓発を推進するとともに、父親の子育て参加を促すような講座の実施、職場や地域社会全体に対する男性の育児休業の取得に関する意識啓発等を推進します。</p>	<p>様々な機会を活用して、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する市民の理解促進に向けた社会的気運の醸成に努めます。</p> <p>具体的には、市民・事業所等への広報等によるワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた意識啓発を推進するとともに、働きながら子育てを可能とする「両立支援」が図れる就業環境の整備に努めます。</p> <p>また、職場や地域社会全体に対する男性の育児休業の取得に関する意識啓発等を推進します。</p>

◆事業所の取組の促進

見直し前	見直し後
<p>事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、これらの取組に積極的に取り組む事業所のホームページへの掲載等、仕事と生活の調和を実現している事業所への社会的評価の促進に努めます。</p>	<p>女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業・事業所を広報紙等に掲載するとともに、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業・事業所として、「女性活躍推進宣言企業」への登録など、社会的評価の促進に努めます。</p>

(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

① 児童虐待対策の充実

見直し前	見直し後
<p>児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター(あいぴあ)等の関係機関を通じて早期に把握し、各種事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携に取り組んでいます。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施し、児童虐待の防止や被害児童に対する支援の充実に努めます。</p>	<p>児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター(あいぴあ)等の関係機関を通じて早期に把握し、各種事業を活用して虐待の未然防止を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組んでいます。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続して実施し、児童虐待の未然防止や被害児童に対する支援の充実に努めます。</p> <p>併せて、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法に規定する「子ども家庭センター」の設置に努め、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組めます。</p>

③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援

見直し前	見直し後
<p>本市では、障害福祉施策の推進を図るための指針として、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とする「始良市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を示すとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施について定めています。</p> <p>今後も、上記の計画に基づき、居宅介護や障害児通所支援、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。</p>	<p>本市では、障害福祉施策の推進を図るための指針として、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とする「始良市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を示すとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施について定めています。</p> <p>今後も、上記の計画に基づき、障害児通所支援や居宅介護、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、発達障がいを含む障がい児とその家族の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センター（あいか）を中心とした様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援につながるケアマネジメントを実施できるよう努めます。</p> <p>さらに、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業における障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築について、関係機関と連携して推進します。</p>

2 第3章 事業計画 「2 教育・保育の提供体制の確保」及び「3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保」

「量の見込みと確保方策」について、令和2年度～令和4年度の実績値を記載するとともに、必要に応じて、令和5年度～令和7年度の値の修正を行いました。

Ⅲ 事業計画の見直しについて

第3章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と「量の見込み」に対する「確保方策」を定めることを求めています。

本市においては、①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか、②事業量を適切に見込み、確保できる単位であるかの視点により検討を行った結果に基づき、「市全域」を提供区域として設定します。なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、現状を踏まえ、小学校区を運用における基本単位として実施します。

2 教育・保育の提供体制の確保

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「確保方策」については、保護者からのニーズを踏まえるとともに、各サービス等を提供する事業所等の現状や今後の意向、始良市の状況等を踏まえ、設定しました。

◆ 分類及び認定区分

以下のとおり分類及び認定区分を定めます。

分類	認定区分	児童年齢
・ 1号認定 専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	1号認定	3～5歳
・ 2号認定（教育希望） 共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	2号認定	3～5歳
・ 2号認定（保育希望） 共働き家庭		3～5歳
・ 3号認定 共働き家庭	3号認定	0～2歳

① 【3～5歳】 1号認定及び2号認定（教育希望）

見直しあり

・量の見込みと確保方策

		単位	実績及び実績見込み数			見直し後の計画値	
			R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1号	人	917	848	824	480	480
	2号（教育希望）	人				344	344
	合計	人	917	848	824	824	824
②確保方策	特定教育・保育施設	人	769	769	794	799	799
	確認を受けない幼稚園	人	225	225	225	225	225
	特定教育・保育施設	人	994	994	1,019	1,024	1,024
③過不足（②－①）		人	77	146	195	200	200

※令和2年～4年の値は実績値（以下、同様）

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

・見直しの考え方

（量の見込み）

「実績値」と「量の見込み」に10%以上の乖離があるため、R4実績見込み値ベースで下方修正する見直しを行います。

（確保方策）

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき見直しを行います。

令和6年度に必要な定員の数は824人となっていますが、幼稚園、認定こども園の利用定員数は、令和6年度1,024人を見込んでおり、確保方策は余裕がある状況です。

② 【3～5歳】2号認定（保育希望）

見直しあり

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	2号（保育希望）	人	1,152	1,128	1,177	1,129	1,144
②確保方策	特定教育・保育施設	人	979	1,010	1,037	1,037	1,037
	地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設 （地域枠）	人	22	22	42	42	42
	合計	人	1,001	1,032	1,079	1,079	1,079
③過不足（②－①）		人	▲151	▲96	▲98	▲50	▲65

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、定員の弾力化等により可能な限り対応するとともに、既存事業所における定員の拡大、新規保育所等の設置を促進するなど、提供体制の確保を図ります。

・見直しの考え方

（量の見込み）

「実績値」と「量の見込み」に10%以下であることから、原則に基づき見直しは行いません。

（確保方策）

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき見直しを行います。利用定員数は、令和6年度1,079人を見込んでおり、量の見込み（入園見数）を下回るため、既存施設の定員増や運営転換、弾力的運用等によって対応していきます。

③ 【0歳】 3号認定

見直しあり

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		人	82	119	118	115	115
②確保方策	特定教育・保育施設	人	171	180	185	185	185
	地域型保育事業	人	17	23	23	23	23
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	18	18	27	27	27
	合計	人	206	221	235	235	235
③過不足 (②-①)		人	124	102	117	120	120

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

・見直しの考え方

(量の見込み)

「実績値」と「量の見込み」に 10%以下であることから、原則に基づき見直しは行いません。

(確保方策)

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき見直しを行います。利用定員数は、令和6年度0歳児235人を見込んでおり、0~2歳児については、年度途中からの入園希望が見込まれるため、弾力的運用等によって対応していきます。

④ 【1～2歳】3号認定

見直しあり

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		人	768	737	730	745	745
②確保方策	特定教育・保育施設	人	548	568	586	586	586
	地域型保育事業	人	36	53	53	53	53
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	43	43	65	65	65
	合計	人	627	664	704	709	709
③過不足 (②-①)		人	▲141	▲73	▲26	▲36	▲36

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、定員の弾力化等により可能な限り対応するとともに、既存事業所における定員の拡大、新規保育所等の設置を促進するなど、提供体制の確保を図ります。

・見直しの考え方

(量の見込み)

「実績値」と「量の見込み」に10%以下ではありますが、計画期間内平均値ベースで下方修正する見直しを行います。

(確保方策)

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき見直しを行います。利用定員数は、令和6年度1～2歳児709を見込んでおり、0～2歳児については、年度途中からの入園希望が見込まれるため、弾力的運用等によって対応していきます。

⑤ 保育利用率

本計画においては、3歳未満の児童数に占める保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、年度ごとの目標値を設定することが求められています。

本市においては、確保方策として設定した数値等に基づき、以下のとおり設定します。

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①推計児童数（3歳未満）	人	1,885	1,877	1,904	2,022	2,016
②確保方策（利用定員数）	人	833	885	939	944	944
③保育利用率目標値（②／①）	%	44.2	47.1	49.3	46.7	46.8

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育同様、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等に基づき算出した、今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する「確保方策」を以下のとおり定めます。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

見直しあり

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	9,076	8,962	9,921	16,600	16,600
②確保方策	人日	9,076	8,962	9,921	16,600	16,600
	か所	6	6	7	7	7
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。実施においては、少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

・見直しの考え方

令和4年4月に大楠ちびっこ園が民営化され、「蒲生てんてんこども園」となり、園内に「子育て支援センターようよう」が開設されました。また、令和6年には始良市子育て支援拠点施設子ども館を開設予定であることから、見直しを行います。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター

見直しなし

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	422	393	655	980	980
②確保方策	人日	422	393	655	980	980
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。実施においては、事業の広報・周知を図るとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の確保やレベルアップのための研修の充実等を図ります。

③ 一時預かり事業

見直しあり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象としています。

・量の見込みと確保方策（幼稚園型）

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1号	人日				575	575
	----- 2号（教育希望）	人日	19,773	18,949	18,554	----- 19,198	----- 19,198
	合計	人日	19,773	18,949	18,554	19,773	19,773
②確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	人日	19,773	18,949	18,554	19,773	19,773
		か所	9	10	12	12	12
③過不足（②－①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・量の見込みと確保方策（幼稚園型以外）

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		人日	1,540	853	441	1,000	2,000
②確保方策		人日	1,540	853	441	2,500	2,500
		か所	10	10	12	13	13
③過不足（②－①）		人日	0	0	0	1,500	500

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

・見直しの考え方

（幼稚園型）

実績値及び実績見込み値が計画値を上回ることから、見直しを行います。

（幼稚園型以外）

実績値及び実績見込み値が計画値を下回っています。不特定多数の児童をお預かりする事業形態であることから、新型コロナウイルス感染症の影響が大いに考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響を加味しても、年々利用実績（見込）が減少傾向であり、計画値との乖離が大きいことから以下のように見直しを行います。また、令和6年4月開所予定の始良市子育て支援拠点施設子ども館においても本事業を実施予定です

④ 延長保育事業（時間外保育）

見直しあり

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11 時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人	599	656	583	800	800
②確保方策	人	599	656	583	800	800
	か所	26	28	29	29	29
③過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、保護者の就業形態の多様化等に伴い、ニーズが増加することも考えられることから、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、更なる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

・見直しの考え方

「量の見込み」について、新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、下方修正等の見直しは行いません。確保方策については、令和4年度実績見込みベースで見直しを行います。

⑤ 病児・病後児保育事業

見直しなし

発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	351	419	453	550	550
②確保方策	人日	750	750	750	750	750
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人日	399	331	297	200	200

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、事業の認知度の低さ等が懸念されるため、更なる事業の周知を図ります。

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

見直しあり

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1年生	人	349	353	367	367	367
	2年生	人	284	305	302	302	302
	3年生	人	244	211	245	245	245
	4年生	人	128	144	130	130	130
	5年生	人	73	72	61	61	61
	6年生	人	27	30	44	44	44
	合計	人	1,105	1,115	1,149	1,149	1,149
②確保方策		人	1,104	1,110	1,138	1,149	1,149
		か所	24	25	26	26	26
③過不足（②－①）		人	▲1	▲5	▲11	0	0

・確保の考え方

共働き世帯の増加等により、利用ニーズが増加傾向にあったこと等を踏まえ、平成31年4月に新たに2か所を開設しました。今後も、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。また、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための環境づくりのほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や余裕教室等の活用等も検討します。

・見直しの考え方

計画値を上回る実績値が確認されていますので、見直しを行います。

⑦ 妊婦健康診査

見直しなし

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。

本市では、健康診査を医療機関に委託し、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人回	7,536	7,768	7,062	8,960	8,946
②確保方策	人回	7,536	7,768	7,062	8,960	8,946
③過不足 (②-①)	人回	0	0	0	0	0

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

妊婦が安心して出産を迎えるための重要な事業であることから、定期的な受診を勧奨しながら継続して実施します。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

見直しなし

母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。

本市では、生後2～3か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後9～10か月時における再訪問を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人	383	574	444	619	620
②確保方策	人	383	574	444	619	620
③過不足 (②-①)	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなり得る事業であることから、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組みます。

⑨ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

見直しなし

養育支援訪問事業は、産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業です。

・量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	件	69	31	50	51	51
②確保方策	件	69	31	50	51	51
③過不足（②－①）	件	0	0	0	0	0

・確保の考え方

養育支援訪問事業については、保護者の育児不安の解消のための支援に継続的に取り組みます。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会の機能強化について、本事業としてではない形で取り組みます。

⑩ 子育て短期支援事業

見直しあり

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	8	12	30	42	42
②確保方策	人日	8	12	30	42	42
	か所	3	3	6	6	6
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

・見直しの考え方

令和4年9月時点で夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実績はありませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。併せて、経済的な理由等により緊急一時的に保護を要する母子の利用についても検討します。
計画値を上回る実績値及び実績見込み値が確認されていますので、見直しを行います。

① 利用者支援事業

見直しあり

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携をともに実施する「母子保健型」に分類されます。

本市では、「母子保健型」を1か所設置する一方、「基本型」及び「特定型」は設置していませんが、子育てコンシェルジュの配置等による利用者支援を実施しています。

・量の見込みと確保方策（基本型・特定型）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	か所	0	0	0	1	1
②確保方策	か所	0	0	0	1	1
③過不足（②－①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（母子保健型）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	か所	1	1	1	1	0
②確保方策	か所	1	1	1	1	0
③過不足（②－①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（子ども家庭センター型(仮称))

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	か所	/				1
②確保方策	か所					1
③過不足（②－①）	か所					0

・確保の考え方

令和6年度より子ども家庭センター型による事業を開始し、利用者支援及び地域連携を推進します。

・見直しの考え方

本市は予てより保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携をともに実施する「母子保健型」を実施してきました。始良市子ども館設置後は、始良市子ども館にて利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」を実施します。また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法に規定される「子ども家庭センター」の設置に向けた取組を進めます。それに伴い、以下のように見直しを行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

見直しなし

保護者が各施設事業者を支払う食事の提供や日用品・文房具等の購入に要する費用等の実費徴収に係る費用について、保護者の世帯所得の状況等に基づき、助成を行う事業です。

本市では、令和元年度から副食費の助成を実施しています。

・確保の考え方

副食費の助成については、継続して実施するとともに、日用品・文房具等の購入費等に関する助成についても、国や県、周辺自治体の動向等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

見直しなし

新規参入事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園に対して職員の加配に必要な費用の補助を行う事業です。

本市では、現在実施していません。

・確保の考え方

現時点では実施を予定していませんが、待機児童の解消に向け、新規事業所の参入等が行われる場合には、必要に応じた実施を検討します。